

調達管理番号・案件名

24a00997_全世界保健医療データプラットフォーム整備及びデータ活用を通じた産業育成に係る情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2025年3月10日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	4. 契約条項:「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照	業務実施契約約款(調査業務)(2025年3月版)について、第13条の2(成果品に係る契約不適合)第1項および第2項の契約不適合期間を契約締結時に修正いただくことは可能でしょうか。具体的には、「契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り…」とあるのを、「所有権の移転から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り」と修正いただくことは可能でしょうか。	原則、契約約款の変更はできません。特別な事情がある場合には契約交渉で協議します。
2	11	第3条 調査実施の留意事項 (2)調査方針、確認・提言プロセス	「調査対象としては、アフリカ、アジア、中南米から10数カ国を選定(対象国の検討も調査事項に含む)」とありますが、ここで言う「対象国の検討」とは調査対象とする10数カ国の検討・選定を指していると理解しております。他方で、選定対象の母数に含める地域については、アフリカ、アジア、中南米とのことですが、大洋州、中東、欧州等は今回の検討対象に含まない、という理解で合っていますでしょうか。選定対象の母数に含める必要のない国・地域についても具体的な想定がございましたら、ご教示いただくと幸いです。	アフリカ、アジア、中南米から10数カ国を選定ください。その他地域を含めることが目的達成のため有意義である場合、含めることは不可とはしません。ただし、すでに類似事業を実施中のブータンは除いてください。
3	13	第2章第4条(2)ー3) 現地調査	指示書のp.13には、現地調査ではパラグアイ及びドミニカ、ベトナム、カンボジア、ケニアそれぞれ別の内容の調査が記載されています。現地調査ではこれらのみを調査するのでしょうか？それとも(2)ー1)で抽出したフレームワークにそった調査の現地での深堀、(3)保健医療情報・データの作業振興に向けた利活用の現状と可能性に係る調査、(4)AIニーズ確認のための調査、(5)提言に向けたニーズ確認も実施してよいのでしょうか？	P13現地調査実施国においても、一連の調査を実施していただくことを想定しており、その場合関連事業に関して深堀りする内容を加味していただくことを想定していません。業務公示資料P13の注釈に記載ありますとおり、プロポーザルでの提案や本体調査での検証により、対象国・調査概要を公示で示す特記仕様書案から変更することは可能としております。よって提案を妨げるものではございません。

4	14	第4条 調査の内容 (4)AI導入による有効性及び持続性についての実証的検証	実証の対象国は、現地調査対象国の5か国以外も可能なのでしょうか。またはその5か国も含めてコンサルタントが提案する10数か国の中になるのでしょうか。	5か国も含めて提案された10数か国の中から選定ください。
5	14	第4条 調査の内容 (4)AI導入による有効性及び持続性についての実証的検証	実証の件数は1件なのでしょうか。または15,000,000円を2件または3件と分けることが想定されているのでしょうか。	1件を想定しておりますが、提案を妨げるものではありません。
6	14	第4条 調査の内容 (4)AI導入による有効性及び持続性についての実証的検証	仮に企業で連携した実証の案があった場合は、企業のJVも認められるのでしょうか。	共同企業体を結成する場合にはプロポーザルにてその必要性および役割分担をご説明ください。なお、共同企業体の場合は共同企業体全体としての類似業務経験を評価しますので、共同企業体代表者は、企画競争説明書に明示した類似業務の実績について、構成員は、担当業務の類似業務の実績について記載してください。なお、業務の一部を再委託とする場合にも可能な範囲で実施方法について記載してください。
7	15	第4条 調査の内容 (5)提言	将来事業の検討は、実証の気付きや教訓、現在の取り組みの延長線、どちらをメインとするのか、判断基準はあるのでしょうか。	どちらをメインとするのかといった判断基準はございません。調査目的達成のためにより効果的である内容をご提案ください。

8	22	4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について	AI技術を持ち実証を行う企業への再委託とは別に、対象国の現地コンサルタント等による検証作業の一部も可能で、それらを合わせてp25に記載の15,000,000円になるのでしょうか。また、そのように現地企業が含まれる場合は現地の税率も支払われることよろしいでしょうか。	AI技術を持ち実証を行う企業への再委託とは別に、対象国の現地コンサルタント等による検証作業の一部も実施可能です。現地の税金等につきましては支払うことを想定した見積もりとしてください。免税される可能性については、契約開始後、対象国が決定した後に確認することとします。
9	25	4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について	「AI導入による有効性及び持続性についての検証業務」のなかで、AIに係る機器及びソフトウェア、サービス等の調達を含むことが想定されています。当該調達に係る要件について、パッケージ製品等のソフトウェアライセンス、ミドルウェア等のソフトウェアライセンス、ハードウェア等の第三者製品・サービス等(以下「第三者製品」という)の提供が発生する場合には、受託者による機材/サービス調達・再委託以外に、当該第三者製品の位置づけに鑑みて、貴機構から予め代理権を付与された受託者が、貴機構の代理として第三者ベンダから調達を行い、再販(リセール)またはサービス提供として受託者または当該第三者ベンダから直接提供し、第三者製品については直接第三者ベンダが貴機構に対し責任を負う形も想定されますが、提案書内において委託者が適切と考える提供方法を提案することは可能でしょうか。	現段階で最適と想定される方法をご提案ください。実際の実施体制・調達方法等については契約交渉時や定額計上の金額を確定する際に確認します。
				以上